

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の60%（12千円以上で20万円を上限）が支給されます。（雇用保険法に基づく一般教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、その支給額との差額を支給。給付金は雑所得に該当。）

支給については、受講前に講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前にお住まいの市（町在住の方は県）にご相談ください。

対象者(要件)

母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件を全て満たす方

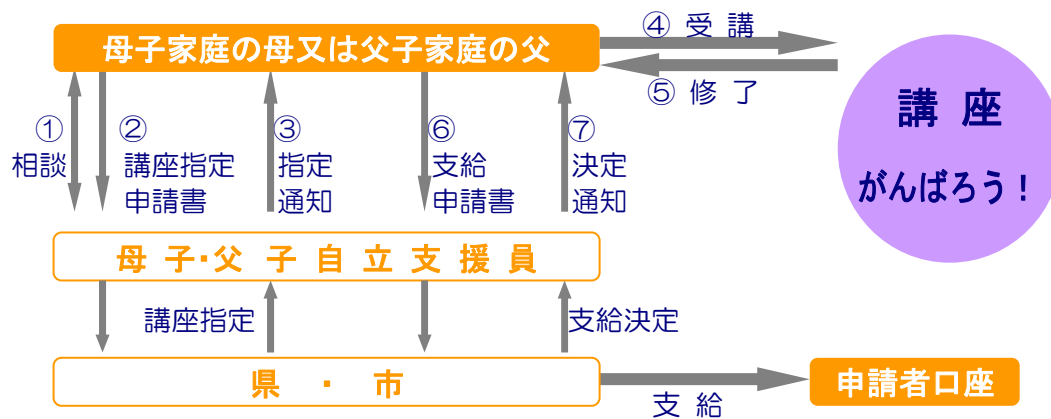
- 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準の母子世帯又は父子世帯であること
- 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること
- 受講前に母子・父子自立支援員に相談があった者であること
- 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと

対象となる講座

自立支援教育訓練給付金事業の対象となる講座は、次のとおりです。

- 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- 就職に結びつく可能性の高い講座 ※全てが対象ではありません。事前に確認してください。

申請から決定まで



必要書類

講座指定申請に必要な書類

- 受講対象講座指定申請書
- 戸籍謄(抄)本：母子家庭又は父子家庭であることがわかるもの
- 世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写し又は所得証明書
- 教育訓練給付金支給要件回答書
- マイナンバーが確認できる書類（通知カード等）及び身元確認が出来る書類（運転免許証等）

場合によっては、書類を追加していただくことがあります。

支給申請に必要な書類

- 自立支援教育訓練給付金支給申請書
- 戸籍謄(抄)本：母子家庭又は父子家庭であることがわかるもの
- 世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写し又は所得証明書
- 受講対象講座指定通知書
- 教育訓練施設の長が発行する教育訓練修了証明書
- 教育訓練経費にかかる領収書
- マイナンバーが確認できる書類（通知カード等）及び身元確認が出来る書類（運転免許証等）
- 雇用保険法による一般教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類：教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書

受講前の相談が必要です。既に開始している講座については、対象講座であっても支給対象にはなりません。

お住まいの自治体福祉事務所の**母子・父子自立支援員に必ずご相談ください。**